

大正会 定款

【名 称】

第1条 本会は、大正会 という。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、事務局を担当する幹事宅に置く。

【目 的】

第3条 営利を目的とせず、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の友好と親睦を増進し、あわせて無線科学の向上と発展に寄与し、ボランティア活動で社会に貢献することにある。

【事 業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)アマチュア無線についての調査研究及び人材の育成事業。
- (2)ホームページの公開及びクラブ局(JH3YAA)の設置と運用。
- (3)アンテナ等の物作り講座、電信術の講習会。
- (4)アマチュア無線局開廃の援助を無償で行う。
- (5)各種のミーティングの開催及びフリーマーケット等に参加する。
- (6)コンテスト及びアワードの発行などの活性化事業。
- (7)その他、本会の目的達成に必要な事業。

【会員の種類】

第5条 本会の会員は、正員・家族会員及び名誉会員とする。

- (1)正 員 アマチュア無線局の免許を有する者で、この会の目的に賛同する者。
複数の呼出符号を所持する者は、会長に届け出て承認を受けるものとする。
- (2)家族会員 (1)の正員の家族とする。
- (3)準 会 員 (1)の免許喪失の者、無線従事者免許を有する者で、この会の目的に賛同する者。
- (4)名誉会員 当会の発展に寄与され役員会で推挙され、総会において承認された者。

【入 会】

第6条 (1)入会を希望する者は、所定の書類に必要事項を記入し会長に申し込む。

- (2)会費納入日から会員資格が発生する。
- (3)新会員を推薦する者は、推薦した人を指導・育成する義務をもつ。

【資格喪失】

第7条 本会の会員は、次の場合に資格を失う。

- (1)会員から退会の申し出を受けたとき。
- (2)会費の滞納。
- (3)死亡。
- (4)電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき。
- (5)20条の2に該当するとき。

【会員の権利】

第8条 (1)本会の設置するアマチュア局その他の設備を利用すること

- (2)総会の議決権を行使すること。ただし、議決権の行使は会員一人につき一つとする。
- (3)会員は、いずれかの委員会及び会の事業に参加することができる。

【会費】

第9条 本会の会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1)正員及び準会員 年額 2,000円
- (2)家族会員一人 年額 500円
- (3)会費は毎年前年度末までに全額納入しなければならない。
但し、10月1日以降の入会者は、当該年度のみ1,000円とする。
- (4)納入済みの会費は返還しない。

【支部・活動部局等】

第10条

- (1)役員会の議決を得て各事業活動を担当する幹事を会長が委嘱できる。
- (2)必要に応じて役員会の議決を得て委員会を設置することができる。委員会の委員長は会長が委嘱する。

【役員】

第11条 この会には、次の役員を置く

会長1名・監事2名及び副会長・各事業担当幹事を置く。

【顧問及び相談役】

第12条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

【役員を選出】

第13条 (1)会長及び監事は総会において選任する。

(2)副会長及び各事業担当幹事は会長が委嘱する。

【役員の任期】

第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

【役員業務】

第15条 (1)会長は、本会を代表し、業務を掌理統括する。

(2)副会長・各事業担当幹事は、会長を補佐し本会の業務を執行する。

(3)監事は、会計及び各事業担当幹事の職務を監査する。

【役員会】

第16条 役員会は会長が招集し、本会の業務の執行に必要な事項を決める。

【総会】

第17条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(1)通常総会は、毎年度当初に1回会長が招集する。

(2)臨時総会は、役員会または正員2分の1以上から理由を付して要求のあったとき開催する。

(3)通常総会及び臨時総会は、3月末時点の会員数の2分の1の出席(委任状含む)をもって成立する。

【議決方法】

第18条 総会、役員会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

【総会の議事】

第19条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算、決算
- (2) 定款の変更
- (3) 会費、重要な財産の得喪、変更
- (4) 解散
- (5) 役員を選出

【表彰と罰則】

第20条 (1) 本会並びにアマチュア無線の発展に寄与し、または、顕著な功績があった会員には、役員会の認定により表彰若しくは、感謝状を送ることができる。

(2) 本会の発展を著しく阻害する等の行為・言動が見受けられる会員については、役員会で協議の上、書面をもって、厳重注意をし、改まらない場合は、退会を勧告することがある。

【会計年度】

第21条 本会の事業年度および会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【附則】

第22条 この定款は、2016年1月1日から発効する。

【改訂履歴】

2018年(平成30年)4月7日：第9条(3)に但し書き追加

2019年(平成31年)4月6日：第9条(1)及び(2)金額訂正
：年号標記を変更

2024年(令和6年) 4月14日：第11条 常任幹事・幹事を各事業担当幹事に変更。これに伴い他各項変更。
：第21条 会計年度を変更。これに伴い他各項変更。